

委員会提出議案第2号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年9月25日提出

議会運営委員会委員長 佐名 かよ子

(理由)

この案を提出するのは、大口町教育委員会事務局組織規則の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号の規定中「町史編纂室の所管に属する事項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 8人 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 8人 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 <u>町史編纂室の所管に属する事項</u> 教育委員会の所管に属する事項</p>